

栃木県

TOCHIGI FIRE-FIGHTING EQUIPMENT SECURITY ASSOCIATION NEWS

# 消防設備保安協会報

第63号

令和3年1月発行

発行

一般財団法人  
〒320-0032

栃木県消防設備保安協会 理事長 和田 均  
宇都宮市昭和1丁目2番16号(栃木県自治会館内)  
TEL: 028-625-4611 FAX: 028-625-4614



とりのこさんじょうじんじゃ  
栃木県と茨城県の県境にある鷲子山上神社

## 目次

- 新年のご挨拶(理事長) ..... 2
- 新年のご挨拶(栃木県知事) ..... 3
- 新春のご挨拶((一財)日本消防設備安全センター理事長) ... 4
- (一財)日本消防設備安全センター理事長表彰  
・防災関係情報・講習関係情報 ..... 5
- 点検済表示登録会員紹介 ..... 6
- 令和3年度消防設備士試験日程・協会からのお知らせ ..... 7
- 会員情報・役員名簿 ..... 8
- 消防関係手続(火災予防分野)における書面規制、押印、対面規制の見直し及び  
手続のオンライン化に係る関係通知の一部改正等について ..... 9～12



日本一の大フクロウ像

## 新年のご挨拶



一般財団法人栃木県消防設備保安協会  
理事長 和田 均

新年あけましておめでとうございます。

令和3年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃から当協会の事業推進に対しまして、ご理解、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。また、栃木県、県内各消防本部及び関係団体の皆様には、格別のご指導、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、例年に比べ、大きな災害の発生が少ない1年でありましたが、7月以降に熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で発生した集中豪雨による被害が記憶に新しいところです。災害は忘れた頃にやって来ると申します。日頃から防火防災に対する意識を高め、万全の備えをしておくことが大変重要です。

そして、昨年1月から世界中に猛威を振るい続けている、新型コロナウイルス感染症の影響の中、その対応も大切であります。従来からの消防設備機器の設置、維持及び点検管理などを通じた作業は、生命や財産を火災から守るという観点から益々重要なものとなってきております。

当協会といたしましても、各種講習会の開催、消防用点検表示制度の推進、点検報告制度の啓発及び火災予防思想の啓発広報等を積極的に行い、安全安心の確保に努めてまいり所存であります。今後とも、関係各位のご指導、ご支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、今年の干支は「丑」ですが、「粘り強さ」と「誠実」を意味し、新型コロナウイルスの一日も早い終息を願うとともに、会員の皆様にとりまして、本年がより良い年でありますよう心より祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

## 令和3(2021)年 新年のご挨拶



栃木県知事

福田 富一

皆様、あけましておめでとうございます。

一般財団法人栃木県消防設備保安協会の会員の皆様におかれましては、平素から各種消防用設備等の適正な点検業務の推進、火災予防に係る安全思想の普及など、「安全安心な地域社会」の実現に向けて多大な貢献をされていることに対し、深く敬意を表しますとともに心から感謝申し上げます。

私は、昨年の知事選挙におきまして、多くの県民の皆様から御支援をいただき、引き続き県政を担わせていただくこととなりました。「県民中心」、「市町村重視」を基本にしつつ、「地域重視」の視点やデジタル化の動きも取り入れながら、スピード感を持って県政の課題に果敢に取り組んで参る決意であります。

さて、昨年、世界に拡大した新型コロナウイルス感染症は、あらゆる社会経済活動に大きな影響を及ぼしており、県民生活や地域経済は先の見えない不安と危機の中にあります。現下の感染状況や経済動向等を的確に見極めながら、県民の命と健康を守り、県民生活や地域経済への影響の最小化を図るため、必要な対策に万全を期して参ります。

また、令和元年東日本台風で受けた甚大な被害からの復旧・復興に着実に取り組むとともに、気候変動の影響により頻発・激甚化する自然災害に備え、災害対応力の更なる強化を図って参ります。

現在、県では、栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」に続き、令和3(2021)年度から5年間の県政の基本指針となる「とちぎ未来創造プラン(仮称)」の策定を進めております。プランに掲げる本県の目指す将来像「人が育ち、地域が活きる 未来に誇れる元気な“とちぎ”」の実現に向け、「人材育成」、「産業成長」など5つの重点戦略により、とちぎの未来を担う人づくり、未来技術を活用した次世代産業の創出・育成、県民の健康づくり、防災・減災対策など、新しいとちぎのかたちを描き、次の世代につなげる取組を積極的に推進して参りたいと考えております。

今年の夏には、1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、来年には、本県で第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」及び第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」が開催されます。これらの成功に向けて、県民の皆様をはじめ、市町や関係機関等と連携して、万全の準備を進めて参りますとともに、開催を契機として、本県の魅力・実力を国内外に効果的に発信することにより、栃木県の魅力を広めていただく「栃木ファン」の創出・拡大に努めて参ります。

知事5期目の新たな年を迎えるに当たり、私自身がオールとちぎの先頭に立ち、栃木県の輝く未来の創生に向けて挑戦して参りますので、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴協会のますますの御発展と、本年が会員の皆様にとって素晴らしい年となりますことを祈念申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

## 新春のご挨拶



一般財団法人日本消防設備安全センター  
理事長 門山 泰明

新春を迎え、皆様に謹んでご挨拶を申し上げます。

当センターは、1975年の設立以来、消防機関と関係業界の皆様から多大なご支援とご指導を賜り、逐次業務の拡充を図って参りました。

消防設備点検資格者等の消防技術者を養成するための各種講習や消防防災用設備機器の認定・性能評定、消防防災情報通信システムの調査・設計・施工監理、消防防災に関する国際協力及び調査研究、違反是正支援事業、各種出版物の刊行等、多岐にわたる業務を、都道府県消防設備協会及び消防防災事業団体等と緊密に連携して実施しております。

さて、新型コロナウイルスの猛威は、後世の歴史に残る大きな災禍となりました。国内では、緊急事態宣言が発出され、ほぼ2カ月に亘って不要不急の外出の自粛が求められ、あらゆるところでヒト、モノの動きが止まるという、これまで経験したことのない事態となり、経済的にもダメージは極めて甚大なものとなりました。

そのコロナ禍において昨年も、一昨年に引き続き大規模な水害が多発し、各地で大きな被害をもたらしたうえ、長期に亘って国民生活に多大な影響を及ぼしました。こうした自然災害は、いわば常態化しており、われわれ消防関係者としても一段の対応強化が必要であると改めて認識させられた一年でした。

こうした自然災害に対応していくことが求められる状況を踏まえ、当センターといたしましては、消防機関をはじめ関係機関と連携し、火災はもとより、発生が懸念される様々な自然災害等に的確に対応した自衛消防組織の充実の支援等、当センターに期待される役割を積極的に果たして参りたいと考えております。

引き続き、各事業の更なる充実を図りますとともに、時代変化に柔軟に対応した積極的な事業展開に努めて参りますので、本年も皆様の一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が平穏な年でありますこと、そして皆様のご多幸とご発展を心からご祈念申し上げます、新年のご挨拶といたします。

## (一財)日本消防設備安全センター 理事長表彰

昨年11月6日(金)明治記念館(東京都港区)において、消防庁及び一般財団法人日本消防設備安全センター主催の令和2年度消防設備関係功労者等表彰式が行われました。

本県からは次の2名の方が受賞されました。

心よりお慶び申し上げますとともに今後のますますのご活躍をご祈念申し上げます。

- 消防設備保守関係者表彰 藤田 英夫氏(有限会社 電興社)
- 優良事業所表彰 株式会社 親和(代表取締役 長竿如弥氏)

## 防災関係情報

令和2年度総合防災訓練につきましては、県と日光市との共催で8月30日(日)に開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、中止になりました。なお、令和3年度は佐野市で行う予定です。

## 講習関係情報

隔年で行われています、消防設備業等実務研修会を11月に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大により、研修は中止し、消防庁予防課秋山様、(一財)日本消防設備安全センター違反是正支援センターのご協力によりテキストを作成し、関係者の方に配布しました。



## 点検済表示登録会員紹介

### 1) 紹介者氏名

理事長 笹岡 章

#### ●ひとこと

地域の皆様が安全で安心して暮らせる社会をモットーに、豊富な経験と高度な技術でサポートいたします。

### 2) 会社概要

会社名 協同組合栃木県消防設備保守協会  
住所 宇都宮市花園町6番7号  
TEL 028-651-0709  
FAX 028-649-5777



表示登録番号 09-1-024  
従業員数 27名  
取得資格 消防設備士 特類、甲種第1類・2類・3類・4類・5類  
消防設備士 乙種第2類・3類・4類・6類・7類  
消防設備点検資格者 第1種、第2種  
防火対象物点検資格者、防災管理点検資格者、  
防火設備検査員

### 3) 点検業務の取り組み方

○当協会は、朝礼や管理日には、消防法の改正点や点検現場でのミス及びヒヤリハット等の事例発表を行い、次に活かす教育を実施しながら事故防止に努め、より「安全と安心」をご提供出来るよう誠意をもって地域に貢献したいと考えています。

### 4) 当協会に期待すること

○法改正等、最新情報の提供をお願いします。

## 令和3年度 消防設備士試験日程

	第1回	第2回
試験日	令和3年9月12日(日)	令和4年2月13日(日)
試験会場	栃木県立宇都宮工業高等学校(宇都宮市雀宮町52)	
種類	甲種・乙種	
願書申請期間	電子申請 令和3年7月2日(金)~7月13日(火) 書面申請 令和3年7月5日(月)~7月16日(金)	電子申請 令和3年12月3日(金)~12月14日(火) 書面申請 令和3年12月6日(月)~12月17日(金)
合格発表予定	令和3年10月20日(水) 予定	令和4年3月18日(金) 予定
願書等常置場所	(一財)消防試験研究センター栃木県支部、栃木県内各消防本部	
願書受付場所	(一財)消防試験研究センター栃木県支部	

問い合わせは(一財)消防試験研究センター栃木県支部 TEL 028 (624) 1022 へ

## 協会からのお知らせ

### ◆消防設備士法定講習は、例年通り10月下旬を予定しています。

平成31年度(令和元年度)に免許を取得された方、また平成28年度に講習を受講された方が対象です。

前回、栃木県で受講された方には受講案内を通知していますが、住所移転や改名などあった際には届かない場合があります。住所等に変更があった場合には、当協会(☎028-625-4611)にて変更手続きをお願いします。

### ◆令和3年度は消防設備点検資格者講習が開催されます。(11月中旬予定)

この講習は、消防設備点検資格者の資格を取得するための講習です(隔年開催、次回は令和5年です)。詳細は5月頃ホームページに掲載します。

### ◆代表者や所在地等に変更があった場合には、届出書の提出をお願いします。

会員名簿(令和2年10月1日現在)記載事項に変更があった場合には、会員専用ページより様式をダウンロードし、該当項目を記入のうえ提出して下さい。

また、点検済表示登録会員の変更についても併せて提出して下さい。

## 会 員 情 報

### 代表者変更 (敬称略)

- ①能美防災(株)宇都宮営業所 (旧) 岡信 賢二 (新) 鯨井 正明  
 ②(株)メディア・システム (旧) 野添 範二 (新) 野添 将嗣  
 ③(有)笹沼防災設備 (旧) 笹沼 邦光 (新) 笹沼 尚史  
 ④大成電設(株) (旧) 吉成 孝夫 (新) 澤井 修

### 社名変更 (敬称略)

- ①(旧) 高砂丸誠エンジニアリングサービス(株)栃木営業所 (新) TME S(株)栃木営業所  
 ②(旧) (株)ジェム総合設備 (新) (株)ジェム・テクシア

### 住所及び電話・FAX番号変更 (敬称略)

- ①福富工業(株) (旧) 住所：〒320-0014 宇都宮市大曾 3-4-41  
 (新) 住所：〒320-0013 宇都宮市上大曾町 360-5  
 ②立花 和久(賛助会員) (旧) 住所：〒321-0102 宇都宮市江曾島町 1027-36 電話：028-645-6218  
 (新) 住所：〒321-3223 宇都宮市清原台 6-23-7 電話：028-670-7620

## 理事・監事・評議員名簿

令和2年6月の評議員会により下記の理事・監事が選任されました。

役 職	氏 名	事業所名	部 会
理 事 長	和 田 均	和田工業(株)	管 工 事
副 理 事 長	吉 成 孝 夫	大成電設(株)	電 気 工 事
副 理 事 長	阿 波 保 雄	栃木防災(株)	消 防 設 備
理 事	大 橋 保	大橋総設工業(株)	管 工 事
〃	中 村 勝	(株)水戸設備工業	〃
〃	戸 塚 守	戸塚電工(株)	電 気 工 事
〃	和久井 文 夫	(有)和久井電気	〃
〃	渡 辺 克 久	(株)ユニー商会	消 防 設 備
〃	佐 藤 健 成	佐藤防災サービス(株)	〃
〃	大河原 隆 嗣	関東防災大河原幾雄商店	〃
常 務 理 事	高 木 伸 也	(一財)栃木県消防設備保安協会	
監 事	小 牧 伸 敏	(株)小牧工業	管 工 事
〃	関 本 恵 一	第一電機(株)	電 気 工 事
〃	青 木 幸 一	(株)青木商会	消 防 設 備
評 議 員	藤 田 英 夫	(有)電興社	電 気 工 事
〃	大 塚 芳 宏	(有)大塚電機	〃
〃	花 山 登	(有)はなやま電設	〃
〃	佐久間 進	(株)佐藤設備	管 工 事
〃	高 橋 巖	(株)西城	〃
〃	長 竹 孝 二	信和防災(有)	消 防 設 備
〃	渡 辺 圭 一	(資)渡辺商店	〃

消防予第 412 号  
令和 2 年 12 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長  
(公印省略)

消防関係手続（火災予防分野）における書面規制、押印、対面規制の見直し  
及び手続のオンライン化に係る関係通知の一部改正等について（通知）

本日公布及び施行された消防法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第123号。以下「改正省令」という。）等の改正により、消防関係手続（火災予防分野）における消防法令に定める様式の押印が不要とされました。また、あわせて「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直しについて（通知）」（令和2年12月25日付け消防総第812号消防庁次長通知。以下「第812号通知」という。）が発出され、書面規制、押印、対面規制の見直しに係る留意事項等が示されたところです。

これらを踏まえ、消防庁から発出している通知等についても、書面規制、押印、対面規制の見直しと手続のオンライン化を推進するため、関係する通知の一部を改正することとしました。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 押印を廃止する手続に係る通知の改正について

#### (1) 通知に定める様式における押印の廃止

次表に掲げる通知については、第812号通知「1 押印を廃止する手続について」によることとし、申請者・届出者等の押印を不要とするため、各様式中の㊟マークを削除することとしたこと。

通知名	改正様式
火災予防条例（例）中に規定する標識類及び届出書の様式について（昭和37年1月19日付け自消丙予発第3号）	別紙
消防法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）（昭和62年3月27日付け消防予第36号）	・別添1 別記様式 ・別添2
消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の出力の算定について（通知）（昭和63年8月1日付け消防予第100号）	様式1
火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について（通知）（平成8年8月19日付け消防予第164号）	別記様式
防災表示制度の運用について（平成13年2月6日付け消防予第42号）	・別添1 中別記様式第2及び別記様式第3 ・別添2 中別記様式第2
消防法施行規則第4条の2の6第1項で定める点検基準等について（平成14年12月13日付け消防安第125号）	別添1
消防法施行規則第4条の2の4第3項に規定する防火対象物の点検結果の報告書に関する運用について（平成18年3月31日付け消防予第139号）	別添様式（例）
防火対象物に係る表示制度の実施細目等について（通知）（平成25年10月31日付け消防予第419号）	別記様式第1、別記様式第4及び別記様式第6
防火対象物に係る表示制度の実施に伴う「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の運用について（平成26年3月7日付け消防予第60号）	別記様式第1及び別記様式第3
住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書の交付について（平成29年12月26日付け消防予第389号）	別記様式第1
新たな技術開発に係る検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の技術上の規格の基準の特例制度の運用等について（通知）（令和元年12月6日付け消防予第255号）	・別添1 別記様式 ・別添2

## （2）押印の廃止に伴う運用等の見直し

次表に掲げる通知については、法令様式における㊦マークの削除に伴い、別添のとおりその一部を改正することとしたこと。

通知名	改正内容
消防用設備等の点検に係る運用について（平成14年6月11日付け消防予第173号）	別添のとおり
郵送による消防用設備等の点検報告の推進について（通知）（平成31年4月26日付け消防予第167号）	

2 電子メール等による申請について

1に基づき押印を不要とする申請書、届出書等についても、押印の廃止に伴い、電子メール、電子申請システム等（以下「電子メール等」という。）による提出が可能となること。この場合における運用上の留意事項は、第812号通知「2 電子メール等による申請について」を参考とすること。

3 その他

今般の改正省令等の公布に伴い、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防法令関係手続における押印の省略等について（通知）」（令和2年5月15日付け消防予第124号・消防危第129号）及び「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた消防関係手続における押印の省略について（通知）」（令和2年5月29日付け消防予第142号・消防危第144号）は廃止すること。

(問い合わせ先)  
 消防庁予防課  
 担当：桑折、五味  
 TEL：03-5253-7523  
 E-mail:yobo@soumu.go.jp

別添

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「消防用設備等の点検に係る運用について」

改正後	現行
記	記
1 (略)	1 (略)
2 点検票について (1)～(5) (略) <u>(削る)</u>	2 点検票について (1)～(5) (略) <u>(6) 各点検票中の防火管理者欄及び立会者欄の押印については、昭和50年4月1日消防庁告示第3号別記様式第2消防用設備等点検結果総括表を用いている場合は当該総括表又は個々の点検票中の防火管理者欄及び立会者欄のいずれかに押印されていればよいものであること。</u>
3・4 (略)	3・4 (略)

別添

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「郵送による消防用設備等の点検報告の推進について（通知）」

改正後	現行
記	記
1 (略)	1 (略)
2 消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく点検報告は、行政手続法平成 5 年法律第 88 号) 第 37 条に基づく「届出」に該当し、郵送された書類が届出の形式上の要件に適合していない場合は、再度提出させる等により指導すること。 なお、形式上の要件に適合していない場合の例としては、次のようなものが考えられること。 <u>(削る)</u> <u>(1) ～ (3) (略)</u>	2 消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく点検報告は、行政手続法平成 5 年法律第 88 号) 第 37 条に基づく「届出」に該当し、郵送された書類が届出の形式上の要件に適合していない場合は、再度提出させる等により指導すること。 なお、形式上の要件に適合していない場合の例としては、次のようなものが考えられること。 <u>(1) 点検結果報告書における届出者の押印がない場合</u> <u>(2) ～ (4) (略)</u>
3～5 (略)	3～5 (略)
別紙 1 (略)	別紙 1 (略)
別紙 2 ホームページへの掲載の例 (略) <b>【郵送による報告の方法】</b> (略)	別紙 2 ホームページへの掲載の例 (略) <b>【郵送による報告の方法】</b> (略)

別添

<b>【留意事項】</b> 1・2 (略)	<b>【留意事項】</b> 1・2 (略)
3 点検結果報告書に記載漏れや添付漏れがある場合は、必要な要件を具備するよう求めるとともに、改めて送付するか、直接報告に来るように指導する場合があります。 また、副本の返信を希望する場合、返信用封筒がない場合や必要な料金分の切手が貼付されていない場合は、返信ができません。これらに該当する場合は、改めて返信用の封筒を郵送していただくか、受付窓口へお越しいただく等の対応が必要となりますので、以下の事項を改めて確認してください。 (1) 点検結果報告書に記載漏れはないですか (以下の内容は特に注意してください)。 ・(略) <u>(削る)</u> ・(略) (2) ～ (4) (略)	3 点検結果報告書に記載漏れや添付漏れがある場合は、必要な要件を具備するよう求めるとともに、改めて送付するか、直接報告に来るように指導する場合があります。 また、副本の返信を希望する場合、返信用封筒がない場合や必要な料金分の切手が貼付されていない場合は、返信ができません。これらに該当する場合は、改めて返信用の封筒を郵送していただくか、受付窓口へお越しいただく等の対応が必要となりますので、以下の事項を改めて確認してください。 (1) 点検結果報告書に記載漏れはないですか (以下の内容は特に注意してください)。 ・(略) <u>・届出者の押印</u> ・(略) (2) ～ (4) (略)
<b>【送付先】</b> (略)	<b>【送付先】</b> (略)
<b>【報告様式等】</b> (略)	<b>【報告様式等】</b> (略)

# 新型コロナウイルスの感染防止対策で設置する「飛沫防止用シート」の火災に注意!



**火気や熱を発する機器から距離をとる。**  
コンロなどの火気や白熱灯のような照明器具からは、離して設置しましょう。



**火災感知器やスプリンクラーの近くに設置しない。**  
正常な動作の妨げになります。



**誘導灯を隠さない。  
避難経路に設置しない。**  
火災の際に避難の支障にならないよう注意してください。



**飛沫防止に必要な分を設置する。**  
可燃物の量を減らして、火災リスクを減らす。



**燃えにくい素材のものを選ぶ。**  
難燃・不燃性のあるものや防災品をおすすめします。



**同じ素材なら板状のものを選ぶ。**  
フィルム状のものに比べて燃え広がりにくいです。



# すべての住宅に 住宅用火災警報器 を!!

◎消防法により設置が義務付けられました。



とちまるくん©栃木県

**悪質な訪問販売に注意してまるね!!**